財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第九岡山東の項中「阿津」を「阿津、泉田二丁目六番・七番二十六号・七番三十二号」に、「富浜町、豊成」を「富浜町」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年二月二日から施行する。

○厚生労働省令第八号

と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第六条及び第九条、と畜場法施行令（昭和二十八年政令第二百十六号）第七条並びに牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第七条第一項及び第二項の規定に基づき、と畜場法施行規則及び厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年二月一日

厚生労働大臣　田村　憲久

と畜場法施行規則及び厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令

（と畜場法施行規則の一部改正）

第一条　と畜場法施行規則（昭和二十八年厚生省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号中「第七条第五号、第六号及び第七号」を「第七条第六号、第七号及び第八号」に改め、同項中第二十二号を第二十四号とし、第十七号から第二十一号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十六号イ中「、別表第一に掲げる部分」の下に「牛については、別表第一に掲げる部分と区分されていないその他の部分を含む。以下同じ。）」を加え、同号を同項第十八号とし、同項第十五号ロ中「（獣畜をとさつした物であつて、枝肉以外のものをいう。以下同じ。）」を削り、同号を同項第十七号とし、同項中第十四号を第十六号とし、第十号から第十三号までを二号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の二号を加える。

十　牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第七条第一項に規定する厚生労働省令で定める月齢以上の牛（そのとたい（獣畜をとさつした物であつて、枝肉以外のものをいう。以下同じ。）、頭部、枝肉及び内臓を含む。以下この号において同じ。）及びこれに該当しないことが確認できない牛については、法第十四条第三項の規定による伝達性海綿状脳症に係る検査が終了するまでの間、その他の牛と工程、表示等により区分して衛生的に管理すること。

十一　月齢が三十月以下の牛（出生の年月日から起算して三十月を経過した日までのものをいう。以下同じ。）の頭部（舌及び頬（ほほ）肉を除く。以下この条において同じ。）及び脊髄並びにこれらを含むもの（以下「頭部等」という。）を食用に供する場合には、当該牛の頭部等については、とさつ、解体及び保管の各段階で、その他の牛（月齢が三十月を超える牛（出生の年月日から起算して三十月を経過した日の翌日以後のものをいう。以下同じ。）及び月齢が三十月以下であることが確認できない牛をいう。以下同じ。）の頭部等と工程、表示等により区分して衛生的に管理すること。

第三条第二項中「前項第二十二号ロ」を「前項第二十四号ロ」に改め、同条第三項中「第一項第十六号イ」を「第一項第十八号イ」に改め、「（平成十四年法律第七十号）」を削る。

第七条第一項第三号中「せき髄」を「脊髄」に改め、同項第五号中ホの次に次のように加える。

ヘ　月齢が三十月以下の牛の頭部（舌及び頬（ほほ）肉を除く。以下この条において同じ。）を食用に供するものとして処理を行う場合には、その他の牛の頭部による汚染を防ぐよう区分して処理すること。

第七条第一項中第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五　月齢が三十月以下の牛の頭部等を食用に供する場合には、当該牛の頭部等については、とさつ、解体及び保管の各段階で、その他の牛の頭部等と工程、表示等により区分して保管すること。

第十条第四号中「年令」を「年齢」に改める。

第十五条第一項第三号中「獣畜」の下に「（牛を除く。）」を加え、「年令」を「年齢」に改め、「産地」の下に「並びに牛にあつては、性別、品種、月齢、出生の年月日、特徴、産地及び個体識別番号（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成十五年法律第七十二号）第二条第一項に規定するものをいう。）」を加え、同条第二項第三号中「獣畜」の下に「（牛を除く。）」を加え、「年令」を「年齢」に改め、「特徴」の下に「並びに牛にあつては、性別、月齢、出生の年月日及び特徴」を加える。

別表第一中「牛の頭部（舌及び頬（ほほ）肉を除く。）、せき髄及び回腸（盲腸との接続部分から二メートルまでの部分に限る。）」を「牛の**扁**桃及び回腸（盲腸との接続部分から二メートルまでの部分に限る。）並びに月齢が三十月を超える牛の頭部（舌、頬（ほほ）肉及び**扁**桃を除く。）及び脊髄」に、「せき髄」を「脊髄」に改める。

（厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部改正）

第二条　厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成十四年厚生労働省令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「二十一月」を「三十月（ただし、出生の年月日から起算して三十月を経過した日を除く。）」に改める。

第二条中「牛の頭部（舌及び頬（ほほ）肉を除く。）、せき髄及び回腸（盲腸との接続部分から二メートルまでの部分に限る。）」を「牛の**扁**桃及び回腸（盲腸との接続部分から二メートルまでの部分に限る。）並びに月齢が三十月を超える牛（出生の年月日から起算して三十月を経過した日の翌日以後のものをいう。）の頭部（舌、頬（ほほ）肉及び**扁**桃を除く。）及び脊髄」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。